

条例改正の検討課題について

1. 条例の対象となるもの（第2条第2号関係）

現行の「土砂等」（土、砂その他これに準ずるもの）に加えて、新たに資材を規制の対象とすること。

2. 条例が適用される行為（第2条第4号関係）

現行の「土地の埋立等」（土砂等を他から移動し土地の埋立て又は盛土をする行為）に新たに資材を用いて路盤等の補強などの行為を規制の対象に加えること。

3. 条例の適用地域（第3条関係）

現行の適用地域は「JR奈良線以東の城陽市域」としており、山砂利採取地及び山砂利採取跡地だけが適用範囲ではなく、規制を強化すると一般的には、リサイクルの促進がある中で、一般の市民の社会経済活動も規制、制限することになる懸念があること。

「城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は
土地の埋め立て等に関する条例」の概要

1. 条例の構成

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 砂利採取に関する事項（第4条～第15条）
- 第3章 土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する事項（第16条～第36条）
- 第4章 雑則（第37条）

2. 条例の適用地域

JR 奈良線以東の城陽市域（第3条）であり、山砂利採取地だけを対象にした条例ではありません。

3. 条例が適用される行為

① 砂利採取（第2条）

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条及び第20条第1項の規定による認可を受け、又は同条第2項の規定による届出をして行うべき砂利の採取

② 土砂等の採取（第2条）

土砂等を利用する目的をもって土地を掘削し、又は土地利用に伴って発生する土砂等を他に移動する行為

但し、500平方メートル以上で、土砂等の量が500立方メートル以上のもの

③ 土地の埋立て等（第2条）

土砂等を他から移動し土地の埋立て又は盛土をする行為

但し、500平方メートル以上で、土砂等の量が500立方メートル以上のもの

4. 条例の対象となるもの（第2条）

土砂等＝土、砂その他これらに準ずるもの

5. 適用除外（第16条）

土砂等の採取又は土地の埋立て等に関して次のものには適用しない。

- ① 一団の地区の面積が、500平方メートル未満又は土砂等の量が500立方メートル未満のもの
- ② 国、地方公共団体その他の公共団体又は公社、公団若しくは事業団の行う事業又は公共性のある事業で市長と協議の整ったもの
- ③ 法令等の規定による許可又は認可を受けて行うべき事業における土砂等の採取

- ④ 災害復旧に係る行為又は日常管理行為で市長が認めるもの

6. 城陽山砂利採取地整備公社の埋戻事業と条例に基づく許可の関係

城陽山砂利採取地整備公社の埋戻事業は、上記5. 適用除外の②に該当するため協議の成立(同意)を条件とし条例の適用除外としています。

① 同意事項及び条件（平成19年度の例）

- 1 行為の種類 土地の埋立て等
- 2 行為の目的 山砂利採取跡地の修復整備
- 3 施工区域及び面積・土量
建設発生土(公共残土、民間残土)埋め戻し事業計画書及び埋め戻し場所図のとおり
- 4 施工期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日
- 5 土砂等の搬入経路 土砂等の運搬経路図のとおり
- 6 搬入土砂等の発生場所 搬入土砂等の発生場所は適時報告すること
- 7 業務管理責任者 (財)城陽山砂利採取地整備公社 埋戻事業係次長
- 8 行為にあたっての条件
 - (1) 行為は協議書に記載した内容のとおり実施すること。
 - (2) 行為の内容を変更する場合は、変更事項について再度協議を行うこと。
 - (3) 埋立て等に使用する土砂等は「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める環境基準に適合する土砂等を使用すること。
 - (4) 残土の搬入車両の運転手に対し、運搬経路の遵守及び運転マナーを守るよう指導すること。

② 環境基準に適合する土砂等の確認方法

毎月初めに前月分の事前分析検査結果報告(事前分析検査適合集計表と計量証明書)を受ける。

集計表の記載事項 調査日、工事場所、工事名、工事種類、請負業者、発注者、検査結果、予定台数